

災害見舞約款改定のお知らせ

一般財団法人 簡易保険加入者協会

日頃より当協会の災害見舞事業をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。
います。

この度、災害見舞約款を見直し、見舞期間が令和4年4月1日以降に開始となるご契約について、以下の改定を実施しますのでお知らせいたします。

今後とも引き続きご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

主な改定内容

1 家屋・家財が全焼等になった場合の取扱い

見舞期間中に、主な見舞金支払の対象である家屋・家財が、全焼、全壊または全流失に該当する損害に遭われ、見舞金をお支払いした場合に、その損害が発生した日に契約が終了となる規定を設けました。

2 巨大災害にかかる見舞金をお支払いする場合の取扱い

今後、巨大災害が発生した場合に、被災されたお客さまに適正な見舞金のお支払いができるよう、見舞金のご請求をいただいてからお支払いまでに要する期間に「365日」を設けました。

3 構成・表現等の見直し

「見舞金のお支払い」に関する規定を中心に、お客さまに分かりやすい構成に改め、表記方法等を見直すとともに、約款のその他の部分についても、できる限り分かりやすくなるよう、表現等の見直しを行いました。

なお、見舞金のお支払いの内容は、従来から変更はありません。

○ 実際の約款本文については、お手持ちのスマートフォン等を用いて、右のQRコードを読み込んでいただくと「見舞契約のしおり（2022年4月1日以降始期契約用）」からご確認いただくことができます。



○ ご不明な点につきましては、お近くの代理店、担当者またはフリーダイヤル（0120-301-989）にお問い合わせください。